

2002年6月19日

食品の表示制度に関する懇談会

座長 本間 清一 様

全国消費者団体連絡会  
涉外担当 日和佐信子

食品の表示制度に関する意見

一連の食肉の産地偽装表示や不正表示の問題は、食品の表示に対する信用を失墜させてしまいました。これらの事件は、一義的には事業者のモラル崩壊の問題です。

加えて「食品の表示制度」の複雑さが問題とされ、さらに罰則の強化を含めて制度の再検討が必要とされました。そのような中、貴懇談会で検討を開始されました「食品の表示制度」に関して、以下のような基本的内容が実現されるよう要請するものです。

記

1. 食品の表示に関する法律の一本化をはかり、消費者にわかりやすく、行政によるチェックも効果的に行われる制度にすべきです。

現在の食品表示は、食品衛生法・JAS法・景品表示法にまたがって規定されており、品質保持期限と賞味期限のような呼称の不統一や、問題のある表示を消費者が摘発する際に項目によって対応する行政機関が異なるなど大変わかりにくい制度となっています。この機会に関連する法律の一本化をはかるべきです。

また、表示の信頼性を確保するためには、行政による調査はもちろん、消費者によるチェックなども含めて、多様な方法によって監視する仕組みの整備が必要です。現在、それぞれの行政機関ごとにおかれているチェック体制を一元化することで、重複する作業をなくし、十分に効果があがるようにするべきです。

2. 消費者の「情報を提供される権利」と「選ぶ権利」を実現することを食品表示制度の目的として明確に位置付けるべきです。そして、一括表示項目とその他の情報提供手段（店頭掲示やIT技術を活用した情報提供など）による項目を整理し、あわせて表示・情報提供項目を法定のものと任意のものとに再整理をはかるべきです。

3. 表示のルール変更にあたっては、消費者の意見を反映させるべきです。

新しい食品表示制度の運用の中で法定にせよ任意にせよ表示のルールを変更する場合は、消費者の参画の下で検討をすすめ、消費者の意見の反映をはかるべきです。

以上

問い合わせ・連絡先

全国消費者団体連絡会（担当磯辺）

電話 03-5216-6024、FAX03-5216-6036

E-mail : webmaster@shodanren.gr.jp